

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
株木建設株式会社	水戸市吉沢町 311-1	1-000003
株式会社オカベ	日立市多賀町 2-10-7	1-000001
株式会社秋山工務店	日立市大沼町 1-7-1	1-000219

注) 業者番号「1-」は国土交通大臣許可業者の有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間 令和8年4月9日～令和8年4月22日 (2週間)

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する建設工事

4 事実概要

株木・オカベ・秋山特定建設工事共同企業体は、高萩工事事務所発注の07県単道改第07-03-973-Z-001号道路改良工事((仮称)大久保町第1トンネル)の工事現場において、令和8年1月26日、積載形トラッククレーンの荷台からの荷下ろし作業中、トラッククレーンがバランスを崩し横転し、荷台にいた1次下請け作業員1名が重傷を負った。

5 指名停止理由

上記事実は、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成2年常陸太田市告示第21号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第1第8号(3)に該当する。

<指名停止措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (1)、(2) 略 (3) 工事関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者が生じたとき。 (4) 略	2週間以上1か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係  
 茨城県常陸太田市金井町3690  
 電話 0294-72-3111